

国立研究開発法人建築研究所競争契約入札心得

平成27年4月 1日 要領第20号
一部改正 平成31年4月18日 要領第12号
一部改正 令和 3年1月21日 要領第 9号

(目的)

第1条 国立研究開発法人建築研究所の所掌に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱については、国立研究開発法人建築研究所業務方法書、国立研究開発法人建築研究所会計規程（以下「会計規程」という。）、国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程（以下「契約規程」という。）で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、契約規程第7条の公告において指定した期日までに、契約規程第5条に該当する者でないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を契約職（会計規程第56条第1項に規定する契約職をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）のうち、一般競争の入札参加者は、入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約規程第29条により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 一般競争の入札参加者は、前項本文の規定により入札保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を出納職に払い込み、保管金額収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約職に提出しなければならない。

3 一般競争の入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金を出納職に直接納付する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。

4 一般競争の入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約職が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約職に提出しなければならない。

5 一般競争の入札参加者は、入札保証保険契約を締結し又は契約保証の予約を受けることにより第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該入札保証保険契約に係る証券又は当該契約保証の予約に係る証書を契約職に提出しなければならない。

なお、工事請負契約における契約保証の予約に係る保証金額は、第1項の規定にかかわらず、当該契約が国立研究開発法人建築研究所政府調達に関する特例規程第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上、特定調達契約以外の契約にあっては、見積もった契約希望金額の100分の10以上とする。ただし、特定調達契約以外の契約にあっては、第10条ただし書きの基

準に該当することとなった場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上となるよう契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなければならない。

- 6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての振替国債については、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者決定後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書等の契約職が示す図書(以下「入札関係図書」という。)及び現場等を熟覧し、また、暴力団排除に関する誓約事項(別添1)を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、公告又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。
- 3 入札書は、別記様式第1により作成し、書面により提出するものとする。
- 4 入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約職あて提出しなければならない。
また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。
- 5 入札書を郵送等(配達記録等が残るもの)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約職あて提出しなければならない。
また、入札書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、契約規程第5条第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 9 入札参加者は、入札書を提出した後に入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札参加の取りやめ)

第5条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

- 2 前項の場合において、入札参加者は、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札執行前においては、入札辞退届(別記様式第2)を契約職に直接持参し、又は郵送(入札の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - 二 入札執行中においては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不

利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約職に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有していない者のした入札

二 入札書の提出期限後に到達した入札

三 委任状を提出しない代理人のした入札

四 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札

五 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札

六 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）

七 金額を訂正した入札

八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

九 明らかに連合によると認められる入札

十 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

十一 その他入札に関する条件に違反した入札

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

一 配置予定の管理技術者等を配置することができなくなったとき（契約職が配置予定の管理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

二 入札公告等の定めに基づき契約職が専任の管理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき

三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、関係機関等からの排除要請があったとき

(入札書等の取り扱い)

第9条 提出された入札書等は、開札前も含めて返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑う

に足りる事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、予定価格が1000万円を超える工事又は製造請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

ただし、再度の入札は原則として1回を限度とする。

2 再度の入札をしても落札者がいない場合は、原則として契約規程第21条の規定による随意契約には移行しない。

(落札者となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第13条 一般競争の落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10（工事請負契約については、当該契約が特定調達契約に該当する場合は、100分の30）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約規程第37条により契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 一般競争の落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を出納職に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約職に提出しなければならない。

3 一般競争の落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、契約職が認める場合に出納職に直接納付するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。

4 一般競争の落札者は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合には、当該保証に係る保証書を契約職に提出しなければならない。

5 一般競争の落札者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第1項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合には、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該

履行保証保険に係る証券を契約職に提出しなければならない。

- 6 契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての振替国債については、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

(入札保証金等の振替)

- 第14条 契約職において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

- 第15条 落札者は、契約職から交付された契約書の案に記名押印し（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表が署名することをもって代えることができる。）落札決定の日の翌日から7日以内に契約職に提出しなければならない。ただし、契約職が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書、その他これに準ずる書類を契約職に提出しなければならない。ただし、契約職がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

- 第16条 入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則（平成27年4月1日要領第20号）

(施行期日)

- 第1条 この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月18日要領第12号）

(施行期日)

- 第1条 この心得は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和3年1月21日要領第9号）

この要領は、令和3年2月1日から施行する

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

入 札 書

一金

ただし〇〇〇〇〇〇

国立研究開発法人建築研究所競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、
入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(契約職の氏名) 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名): _____

担当者 (会社名・部署名・氏名): _____

連絡先 1 : _____

連絡先 2 : _____

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(契約職の氏名) 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名): _____

担当者 (会社名・部署名・氏名): _____

連絡先 1 : _____

連絡先 2 : _____